

# 青森県報

第三千四百四十七号

平成二十一年  
十月十三日  
(火曜日)

## 目 次

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告………(県民生活文化課) ……一

右 同 ……( 同 ) ……一

出先機関

土地改良区の役員 の 退任 ……(中南地域) ……二

右 同 ……( 同 ) ……二

土地改良区の定款変更の認可 ……(西北地域) ……二

## 公 告

### 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成二十一年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中高年福祉対策支援プロジェクト

三 代表者の氏名

徳差 国一

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字稲元五八の六

五 定款に記載された目的

この法人は、中高年者が抱える数々の問題点についての支援、助言、協力を行うとともに、超高齢化社会に向けての高齢者福祉を促進するための活動を行うことにより、不特定多数の市民が幸せと豊かさを実感でき、安心して生きがいある生活と地域の創造、発展に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みどり野

三 代表者の氏名

野田頭 政子

四 主たる事務所の所在地

上北郡野辺地町字八ノ木谷地四〇の四一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して就労継続支援事業等の障害福祉サービス事業を行い、住み慣れた地域において、自立した社会生活を営むための支援に努め、もって地域福祉全体の向上に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十月十三日

中南地域県民局長 佐藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	奈良 文夫	弘前市大字乳井字乳井四八の一	平成三・六・三〇

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢楢木土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十月十三日

中南地域県民局長 佐藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	須藤 辰雄	弘前市大字鬼沢字山ノ越四八の一	平成三・七・二四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川

鶴田土地改良区の定款の変更を平成二十一年八月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月十三日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭